

# 令和6年度 保育施設利用申込みのご案内

令和6年度の保育施設を利用するための手続きは以下のとおりです。

## 1. 「教育・保育給付認定」を受ける必要があります（「施設利用申込書」に、この手続きも含まれます）

### 教育・保育給付認定とは

家庭の状況を認定基準に照らし「保育の必要性はどうか」「施設の利用時間はどのくらい必要か」の認定を行います。

#### 【認定区分と利用できる施設、時間】

年齢	認定区分			利用できる施設 (注3)
		保育の必要性	施設を利用できる時間	
満3歳以上	1号	保育を要しない	【教育標準時間】 1日4時間の幼児教育	幼稚園、 認定こども園
	2号	保育を要する	【保育標準時間】 最大11時間の保育 [フルタイム就労想定] (注1)	保育園、 認定こども園
【保育短時間】 最大8時間の保育 [パートタイム就労想定] (注2)				
満3歳未満	3号	【保育標準時間】 同上	同上	
		【保育短時間】 同上		

注1 「なるせ保育園」の開園時間は延長保育の実施により7:00～19:00です。

注2 「なるせ保育園」は8:00～16:00です。

注3 「なるせ保育園」以外の施設利用は広域利用となります。

### 保育を必要とする（2・3号認定）の基準とは

保護者が次のいずれかに該当することが必要です。※同居の親族（世帯分離含む）等についても確認します。

- 就労（フルタイムのほか、パートタイム、内職・夜間就労すべて）
- 母親の出産等
- 保護者の疾病・障がい
- 同居または長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動
- 就学（職業訓練等含む）
- 虐待やDVの恐れがある
- ※育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもの継続利用が必要な場合
- その他

#### ※育児休業中の保育について

お子さんの成長過程の上でも家庭での保育が大変重要であるため、原則として育児休業取得期間中は保育施設を利用できませんが、現在既に保育施設を利用しており、特に必要があると認められる場合には、入園継続を可能とします。

### 施設を使用できる時間について

就業時間が短い方などは、「保育短時間」と認定される場合があります。

「保育短時間」と認定される要件および利用時間等は、次のとおりです。

- 【要件】①就労・就学・介護・看護等で、月48時間（4時間×週3日相当）～120時間未満  
②求職活動中

※要件に該当しない場合でも、希望すれば「保育短時間」の認定となります。

【利用時間等】最長8時間となりますが、「保育標準時間」の認定よりも保育料が軽減されます。

※保育料については裏面をご確認ください。

(8時間以上の利用には別途料金が追加されます)

■教育・保育給付認定は、申請のあった日から30日以内に市町村が行わなければなりません。しかし、次年度4月入所に向けた認定事務に関しては審査に時間を要することから、結果は3月上旬に通知させていただきますのでご承諾願います。

## 2. 施設利用申込みについて

《 申 込 方 法 》 教育・保育給付認定・施設利用申込書に必要事項を記入の上、民生課へ提出してください。

※幼稚園等を利用する1号認定の方は、直接、当該施設へお申込みください。

《 受 付 期 間 》 ※令和6年度途中の入所申し込みは適宜受け付けしております。

《利用申込み及び相談》 ※利用の申込み及び相談については、民生課へお問い合わせください。

※「なるせ保育園」以外の施設利用は広域利用となりますのでご相談ください。

## 3. 施設利用の決定について

子どもの家庭状況を調査のうえ、保育を要する程度の高い子どもから順次決定となります。

なお、審査にあたっては、教育・保育給付認定基準に基づいて行います。

## 4. 添付書類（保育を必要とする理由を証明する書類）※2・3号認定を受ける必要がある方のみ

申込書に、次の書類を必ず添付してください。提出されるまで決定できません。

なお、2人以上の利用を申し込む場合、添付書類は1部で結構です。

状 況 書 類	就労 (内定) 証明書	育児休暇 取得証明書 兼継続入所 申出書	母子手帳 のコピー ①表紙 ②出産予定日	事由申立書 ※「求職 中」は就労 予定申立書	通院(入院)証 明書(診断書 可)又は障がい 手帳、介護保険 者証の写し等	任意の証明書 (わからない場合は 民生課へ ご相談ください)
会社勤務	○					
自営業・農業等	○					
内職	○					
育児休暇中の継続入所		○				
出産予定			○	○		
疾病・障がい(保護者)				○	○	
看護・介護(同居家族)				○	○	
求職中				○		
就学中(職業訓練含む)				○		在学証明書等
災害				○		罹災証明書等
DV等の恐れがある場合						相談機関発行のもの

## 5. 保育料について

保育料は、利用児童の父母の市町村民税課税状況によって決定します。(ただし、生計を一にする父母以外の家族(祖父母)などが家計を主宰すると認められる場合は、その家族の課税額も合算し決定します。)

また、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が始まり、3歳以上児クラスの利用料が無償化の対象となりました。

### 《保育料の算定替え》

保育料は4月～8月分については令和5年度市町村民税の額、9月以降については令和6年度の税額によって決定します。なお、9月分以降の保育料決定通知は8～9月頃の予定です。



### 《納入方法》

保育料は、次の方法により、指定の金融機関へ決められた日まで納めてください。

なお、納入期限は当該月の末日(ただし、土・日・祝日の場合は翌金融期間営業日)です。

○口座振替・・・指定の口座から毎月末日(ただし、金融機関が休日の場合は翌営業日)に振り替えます。  
施設利用決定後に『東成瀬村使用料金口座振替依頼書』により、利用する金融機関の窓口へ直接お申し込みください。

○納付書・・・毎月納入通知書を発行しますので、指定の金融機関へ納めてください。

### 《多子世帯の保育料軽減》



保育園などを兄弟・姉妹で利用する場合(同時入所)、  
最年長の子どもから順に全額負担、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

○教育時間利用では、年少から小学校3年生までの範囲内でカウントします。

○保育時間利用施設では、小学校就学前の範囲内でカウントします。

### 《その他》

保育料の支払が困難な時は児童手当からの特別徴収などできますので、納付方法について役場民生課へご相談ください。

保育料は、国が定める基準を上限として、村がこれまでの水準や地域の実情に応じて決定します。

保育料については、こちらをご覧ください。

≪ 2・3号利用者（保育園等利用者）保育料 ≫

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		保育標準時間（11時間）		保育短時間（8時間）	
階層区分	定義	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上
第1	A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0円	0円
第2	B	市町村民税非課税世帯		0円	0円
第3	C1	市町村民税均等割のみ課税（所得割額の無い世帯）		13,400円	0円
	C2	市町村民税所得割課税 48,600円未満		14,200円	0円
第4	D11	所得割課税額 48,600円以上		19,000円	0円
	D12	97,000円未満			
第5	D2	所得割課税額 97,000円以上 133,000円未満		23,900円	0円
	D3	所得割課税額 133,000円以上 169,000円未満			
第6	D4	所得割課税額 169,000円以上 235,000円未満		27,100円	0円
	D5	所得割課税額 235,000円以上 301,000円未満			
第7	D6	所得割課税額 301,000円以上		31,200円	0円
第8					

※ひとり親家庭、在宅する障害児（者）がいる世帯等のうち、C階層及びD1階層のうち所得割課税額71,101円未満の世帯は、保育料が減免されますのでご相談ください。

≪ すこやか子育て支援事業 保育料助成について ≫

子育て家庭を経済的に支援するため、秋田県と村が協力し、保育料等を助成しています。なお、保育を必要とする方については、県事業では所得制限があり助成の対象とならない方でも、村では所得制限を撤廃し、独自ですべての方を対象に第1子は利用料1/2の助成、更に第2子以降のお子さんは所得制限を設けず利用料を全額助成しています。

## 6. その他

利用施設決定後または施設利用中に家庭の状況やお仕事の状況が変わった場合は、速やかに民生課までお知らせください。

また、土曜日に限らず、お仕事がお休みの日はご家庭で過ごす時間を大切にさせていただきますようお願いいたします。

不明な点などは、お気軽にお問い合わせください。

○問い合わせ先 東成瀬村役場民生課 TEL：47-3405